

会津農林高等学校食品加工棟改修に伴う
精密物品等移設業務委託（復路）

仕 様 書

令和6年3月

福島県立会津農林高等学校

1. 概要

食品加工棟の改修工事に際し、食品加工機器、什器、重量物、理化学機器、(以下「移設物品」という。)を下記の各室に解体、梱包、運搬を行い、指定の場所へ運搬、設置など行うことを目的とする。

2. 移設物品及び移設元及び移設先

移設物品：別紙物品リストのとおり

移設元：旧坂下高校 武道館 1階

旧坂下高校 体育館 1階

会津農林高等学校 土肥室 1階

会津農林高等学校 美術室 1階

会津農林高等学校 調理室 1階

移設先：会津農林高等学校食品加工棟 1階、2階、3階

3. 業務内容

請負者(以下「乙」という。)は以下の作業を行うこと。

(1)移設作業計画書の作成

- ①業務工程表
- ②搬出・搬入ルート(図面)
- ③作業体制表
- ④移転後のレイアウト作成
- ⑤ユーティリティのレイアウトへの落とし込み

(2)打合せの参加及び事前説明会の開催

(3)移設前準備作業 ユーティリティの離線解体を含む

(4)機器等移設業務

(5)その他、移設に付随する作業

(6)ランクA 物品移設作業メーカーとの日程の調整

(7)廃棄物品(室外機、配管等)の解体搬出運搬作業

3. 作業期間

履行期間：契約の日～令和6年7月31日

但し、移設先の食品加工棟は、令和6年5月末まで改修工事を行っているため、工事期間中に移設先に入る場合は、当該工事業者と打合せの上進めること。

4. 作業日・作業時間

業務については、原則として土・日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する

休日を除く午前8時25分から午後4時55分までに行うこと。但し、特別な事由等によりあらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りではない。

5. 移設作業計画書の作成

移設作業計画書は、業務工程表、メーカー別作業日程表、作業時間予定表、搬出・搬入ルート、必要に応じて重機設置計画や保管物品配置等に伴う図面を作成のうえ、乙が予め（実作業着手前）作成し甲へ提出し承認を得ること。なお、作業計画書の具体的策定に当たっては、甲と協議のうえ作成すること。

6. 移設前準備作業

(1) 別紙物品リストの現物確認を実施すること。なお、移設前作業として甲が行き先ラベルの記載及び移設物品に貼付を行うが、乙は事前に行先ラベルを必要枚数、用意すること。

移転ラベルへのナンバーリング、物品名、行先などは乙が行うこと。

(2) 移設物品リストと現物が一致しないとき、物品リストに誤謬または脱漏があるとき、又は予期することができない状態が発見された時は、甲に速やかに連絡し、その指示を受けるものとする。

7. 物品移設時の取扱い

(1) 別紙ランク別作業内容に従い、それぞれの物品の特性、規格、用途等に応じ、最も適した方法で作業を行い、作業中の損傷・破損等の事故がないように十分配慮すること。特にランク「A」記載のある物品については、甲と十分に協議のうえ対応すること。

(2) ランク「A」およびその付属品の扱いについては、以下のとおりとする。

① 機器の清掃、取り外しを行うこと。機器の取り外しに先立ち、甲の立合いのもと、性能試験を行い、性能報告書（様式任意）を作成し、提出すること。

・ランク「A」記載のある再構築物品については、メーカーと作業日程等必要な事項の調整を十分に行い、メーカーに事前事後点検・解体・組立・調整等の作業を行わせること。運搬作業については、メーカーと、作業日程等必要な事項の調整を十分に行い、メーカーの指示のもと必要な人員を配置し重機、資材、養生等を提供し、運搬作業を遂行すること。

② 機器の保護のために必要な梱包、揺れ止めの固定等を施し運搬すること。

・精密な物品の運搬に際しては緩衝器付きキャスターを装備した台車等を用い、また、バリケード等で作業範囲を囲う等の対策を施し、安全かつ円滑に作業を実施すること。

③ 甲の指定する場所に運搬し、指定する位置に機器の設置を行うこと。

- ④ 機器の設置後、甲の立合いのもと事後点検を行い、(7. (2)①) の性能報告書と照合し、性能を確認すること。確認結果については完了報告書を作成し、甲に提出すること。確認の結果、再度精度調整が必要な場合は、甲と十分に協議し、その指示に従うこと。
- ・上記①～④はいずれもメーカーと協議、連動し実施すること。
- (3) フリーザー及びフリーザー内の試料等は次の通り保冷対策を講じ試料等に損傷がないよう十分に配慮すること。
- ① フリーザーの運搬前後に行う試料等の梱包は、甲が行う。
 - ② フリーザーの運搬据付後は、速やかに適正温度に戻すよう努めること。
 - ③ 保冷中の試料等の運搬方法等に関しては、甲と協議し取り決めること。
 - ④ 乙は必要個数のフリーザーを貸出提供すること。(本調達に含む)
- (4) 電気・ガス・給排水・排気ダクト等が接続されているランク「A」「C1」記載のある物品等の取外し工事は次のとおりとするが、甲と協議打合せにより変更できるものとする。
- ① 付帯設備の切断、撤去工事に先立ち、停電・断水・機器の使用不能等施設の業務に支障をきたすと思われる作業については、甲の担当者と作業の手順、方法、日程等を十分に打ち合わせのうえ作業計画をたてること。
 - ② 電気設備工事は、移設機器から近傍の開閉器の2次側からケーブルを切断後、ケーブルを引き抜くこと。
 - ③ ケーブル以外の配線の場合は、移設機器の端子から切断する。なお、撤去後の既存配線の端末は絶縁テープ処理とする。
 - ④ 三相モーターを使用している機器については、切断前に正相逆相を確認し設置運転時のトラブルのないように配慮すること。
 - ⑤ 給排水・ガス等の切断工事は、移設する機器・流し等の接続管部分から切断する。なお、撤去後の既存給水管及びガス管の端末はプラグ止めとする。
 - ⑥ 排気ダクトの切断工事は、機器から一番近傍のフランジから切断する。
 - ⑦ 上記以外の配管等については、甲と協議しその指示に従うこと。
- (5) 電気・ガス・給排水・排気ダクト等の接続が必要な機器への付帯設備の接続工事は、次のとおりとするが、甲と協議打合せにより変更できるものとする。
- ① 機器等の設置に伴う実験室内断配線、断配管(2次側以降の断配線、断配管等の接続)を行う。配線、配管等の取り外し、取り付けのほか試運転や調整を要する機器については、取り付け後、調整、性能確認まで行うこと。
 - ② 電気設備工事は機器から近傍の電気設備(ブレーカー、スイッチボックス、絶縁テープ処理してあるケーブル等)に接続配線工事を行う。なお、必要に応じて設備施工法令に基づく処置を行うこと。ただし、事前に現場で甲と協議のうえ行うこと。

- ③ 給水機器から近傍に施工された給水バルブから配管する。また、給水管材料は原則として、対衝撃性硬質塩化ビニルパイプ、硬質塩化ビニルライニング鋼管、ステンレスフレキチューブ、耐圧ビニルホースを使用すること。ただし、使用材料は機器の特質にあわせて選択すること。ただし、事前に現場で甲と協議のうえ行うこと。
- ④ 排水設備工事は機器から近傍のメクラフランジを分岐し、機器まで配管する。また、排水管材料は原則として、硬質及び軟質塩化ビニルパイプを使用すること。ただし、事前に現場で甲と協議のうえ行うこと。
- ⑤ 高圧ガス設備工事は、機器から近傍の高圧ガス用バルブより分岐し、機器までを配管する。詳細は次の通りとする。
- ・高圧ガス管の材質は、SUS304BA 管以上を使用し 2φ～10φ で施工すること。
 - ・機器の特質により必要に応じて減圧弁を設けること。
 - ・必要に応じて、一次側でストップバルブがない場合は、乙側でストップバルブを設けること。
 - ・高圧及び低圧ガスの気密検査を行うこと。
 - ・移設先物品配置箇所から接続するガス管位置まで接続すること。
 - ・事前に現場にて甲と協議を行い、関係法令を遵守し作業に取り掛かること。
- ⑥ 排気設備工事は機器から近傍のダクトフランジから機器までのダクト配管をする。詳細は次の通りとする。
- ・ダクトの材質は、機器の性質により硬質塩化ビニルパイプ、スパイラルダクト、ステンレスダクト等を使用する。
 - ・必要に応じて排気ファン、活性炭チャンバー等の接続を行う。
 - ・移設先物品配置箇所から接続する排気ダクト管位置まで接続すること。
- (6) 必要に応じ、移設した物品に相応した工法にて耐震固定作業を施すこと。なお、耐震固定箇所は甲の担当者の指示に従うこと。
- なお、高さ 1800mm を超える移設物品については、必要に応じて、転倒防止（耐震固定）処置を施すこと。
- (7) 家具什器類（机、ロッカー、キャビネット、テーブル等）は原則として梱包は不要で、搬送時に必要により養生を行うこと。また乙は移設した家具什器類の外面に付着したほこり、汚れ等を薬剤等で拭き落とすものとする。
- (8) 図書、資料、文書、試験器材等
- ① 図書、資料、文書等は、甲の担当者が梱包、開梱及び配架まで行う。
 - ② 試験研究用器材（消耗品、ガラス器具等）は、原則として甲の担当者が梱包、開梱及び配架を行う。
- (9) O A 機器（ワープロ、パソコン、ファクシミリ、複写機等）及びその周辺機器の断線、結線は甲の担当者が行う。（乙が運搬するレンタル、リース機器を含む）

データ通信用パソコン、UPS、サーバー等のデータバックアップ等の処置が必要な場合は甲の担当者が行うものとする。

(10) 廃棄物品は再構築物品リストのとおりとする。

① 乙は廃棄物品を甲が指定する廃棄物品置き場に搬出するものとする。作業中に発生する梱包資材、養生資材等の不要品については、現場に残すことなく速やかに回収し乙が処分するものとする。

② 乙は、廃棄物品のうち、甲が直接廃棄手続きをとる必要がある物品については、その手続きの補助を行うものとする。

③ アスベスト含有物品は、飛散防止等を施し指定廃棄物品置場へ搬出するものとする。

(11) 法の定める資格を要する作業については、有資格者を確保して実施するものとし、法令の規定を遵守し、安全作業に心がけること。

(12) 建物搬入出口とトラック荷台間の揚重に要するクレーンの調達については本契約に含まれる。なおクレーンの選定などは、乙が移設物品を確認し定めること。

8. 報告

(1) 乙は、当日の作業に従事する人員、車両数、作業順序、再構築計画書からの変更事項の有無等について、開始前に甲に報告するものとする。

(2) 乙は、作業当日の作業実施状況と終了時の報告を甲に行うものとする。

(3) 乙は、作業の内容、物品等に不測の事態及び事故が発生した場合は、速やかにその内容等を甲に報告し、指示を受け、解決を図り、その経過を報告するものとする。

9. 安全確保の義務

(1) 乙は、事故の防止と安全確保のため必要な対策を講じるものとする。

(2) 作業の実施にあたっては、第三者のほか来訪者、職員その他関係者の安全を確保するため、必要に応じ通路及び道路等に警備員を配置すること。

(3) みだりに通路及び道路等に再構築物品及び廃棄物品等を積載し、通行の妨げにならないよう十分に配慮するものとする。

10. 事故防止及び補償

(1) 乙は、作業の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守し、第三者のほか来訪者、職員その他関係者の安全確保に万全を期すとともに、安全作業に努め、事故の絶無を期さなければならない。

(2) 万一本作業中に、以下の人身事故、物損事故、搬送物品の破損、遺失等の事故が発生した場合、その損害の補償等については、乙の責任とする。

① 第三者、来訪者、職員その他関係者及び乙の従業員の人身事故

② 作業車両等によるすべての人身事故、物損事故。

③ 敷地内の縁石、植栽、建物、構造物とそれに付随する設備に対する事故

- ④ 移設物品に対する事故（機器類の性能の原状回復ができない場合を含む）
- ⑤ その他の乙の管理責任に基づく事故

1 1. 機密の保持等

本業務により知り得た秘密を第三者に漏洩しないこと。業務完了後も同様とする。

1 2. 遵守事項その他

- (1) 乙は、移設物品の取扱については特に慎重を期し、破損・汚損等のないように作業員に十分徹底させること。なお、取扱上、甲から特に指示のあった場合は、必ずその指示に従うこと。
- (2) 乙の現場責任者及び作業員は、名札及び腕章をつけ、部外者との識別ができるようにすること。さらに現場責任者は腕章等で作業員と識別できるようにすること。
- (3) 本作業に関係ない場所にみだりに立ち入らないこと。
- (4) 本学構内での喫煙は厳禁とし、防災に特段の留意をすること。
- (5) 乙は、運搬作業中物品の野積み、雨ざらし等の無いようにすること。但し、事故・故障等やむを得ない場合は、甲の職員と協議するものとする。
- (6) 作業中に排出された屑は、その都度片づけるものとし、養生を解いた後にも最後に片づけを行うこと。
- (7) 本業務に伴う官公庁等への各種申請・届出書の作成について協力すること。
- (8) 賠償責任保険に加入していること。なお運送費御県については、1事故あたり1億円以上の保証内容であること
- (9) その他、本仕様によりがたい細部の事項については、その都度甲の担当者との協議のうえ、その指示に従うこと。